

財団法人みやぎ産業振興機構Webページ「バナー広告」掲載要領

(趣旨)

第1条 財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という）が管理する機構Webページに掲載するバナー広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において広告とは、機構Webページ上に画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するWebページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告掲載の対象者)

第3条 広告掲載の対象者は、宮城県内に事業所を有する中小企業支援法（昭和38年法律147号）に規定する中小企業および中小企業支援機関とする。

(広告の規格・掲載料等)

第4条 広告の規格・掲載料等は次の各号のとおりとする。

- (1) 広告の掲載位置 機構Webページの所定の位置
- (2) 規格・サイズ
サイズ : 縦50ピクセル・横150ピクセル
形式 : GIF（アニメ不可）またはJPG
データ量 : 4KB以下
- (3) 掲載料 月額5,000円

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 機構Webページの公共性、中立性及びその品位を損なう恐れがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 暴力団、その他反社会的団体が関与するもの
- (6) その他、掲載する広告として不相当であると機構が認めるもの

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、期間延長の申し込みがあった場合は、延長することができる。ただし、最長1年を超えないものとする。

2 原則として、広告の掲載を開始する日（以下「開始日」という。）は、当該広告の掲載を開始する月の初日とし、掲載を終了する日（以下「終了日」という。）は、当該広告の掲載を終了する月の最終日とする。

(広告掲載の申込)

第7条 広告の掲載を希望する者は、「財団法人みやぎ産業振興機構バナー広告掲載申込書（第1号様式）」により、原則として広告掲載希望月の前月15日までに機構に申し込

むものとする。

2 広告掲載期間の延長を希望する者は、「財団法人みやぎ産業振興機構バナー広告掲載変更申込書」（第2号様式）により、原則として終了日の1ヶ月前までに機構に申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第8条 機構は、広告掲載の申し込みがあった場合は、掲載が適当と認められるものに対し、次の各号に適合するものを優先して広告主を決定する。この場合、同じ順位の場合は、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。なお、この審査対象には、リンク先のWebページを含むものとする。

- (1) 宮城県内に事業所を有する中小企業
- (2) 機構が実施している各種制度利用先
- (3) 直近に広告を掲載していないもの
- (4) その他、掲載する広告として妥当であると機構が認めるもの

2 優先順位を決定することができない場合は、先着順で決定する。

3 機構は、広告掲載の可否を決定したときは、申し込みを受けた日から15日以内に広告掲載の可否について当該申込者に通知する。

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 第8条に基づき、広告掲載可の決定を受けた広告主は、広告原稿を機構が指定する期日までに、電子データにて提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第10条 広告の内容及びデザイン等については、機構Webページの社会的な信用及び安全性等を損なうことのないよう、機構内において審査を行うとともに、広告主と当該Webページの主管担当者が随時協議することとする。

（広告内容等の変更）

第11条 機構は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWebページ内容等が各種法令に違反している、もしくはその恐れがあるなど、この要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第12条 機構は、次の各号に該当する場合は、広告主への催告、その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主の事業活動、広告の内容またはリンク先Webページの内容等が、各種法令に違反している、もしくはその恐れがあるなど、この要領等に抵触するときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (5) その他、Webページへの掲載が適切でないと機構が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告掲載者は自己の都合によって、機構Webページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により掲載を取り下げるときは、広告掲載者は書面等により機構あて申し出なければならない。

3 第1項の規定により掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消した場合、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済み月額の内総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、機構に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに機構に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第17条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、機構の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第18条 この要領に疑義があるとき、またはこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は平成21年12月1日から施行する。